

設計図書等に関する質問及び回答

令和8年8月27日

業務名	重要文化財旧角海家住宅格納解体実施設計業務		
業務場所	輪島市門前町黒島町 地内		
質 問 欄		回 答 欄	
・解体部材の格納場所(保管施設)は発注者が別途確保されますか。それとも本業務で候補地の選定・提案を行いますか。		部材保管用のコンテナハウス等を設置する場所については発注者で確保します。コンテナハウス自体は解体工事または監理業務の範囲で設置してください。	
・収蔵品の扱いについて。図面上、各室が「展示室」「収蔵庫」として使用されていたことが確認できます。収蔵品・展示品の取出し・搬出・一時保管は本業務および解体工事の範囲に含まれますか。		収蔵品等の取り出し、搬出、一時保管については解体工事及び監理業務の範囲に含みます。	
・単価は「発注者から指示するRIBC単価による」とありますが、文化財建造物の手解体・部材格納には該当する標準単価が存在しない工種が大半を占めます。RIBC単価に該当項目がない場合の取扱い(見積徴収によるものか、文化庁「国宝重要文化財建造物修理積算基準」等によるものか)をご教示ください。		単価が存在しないものについては、見積徴収により対応してください。	
・現況調査に伴い既存の養生シートを一時的に開放する必要がありますが、その可否および費用負担についてご教示ください。		既存の養生シートは一時開放して差し支えありませんが、費用の別途負担はいたしません。	
・電力・上水道・下水道・ガス等の引込撤去および廃止手続に係る申請図書の作成は本業務に含まれますか。		本業務に含みます。	